

豊川市監査公表第17号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年9月28日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

別 紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

(1) 対象団体

監査の対象	監査の対象期間	監査の実施期間
社会福祉法人 豊川市保育協会 (財政援助団体)	平成26年度豊川市保育協会 会計 (平成26年4月1日 ～平成27年3月31日)	平成27年5月15日 ～ 同年6月29日

(2) 所管部署

監査の対象	監査の対象期間	監査の実施期間
健康福祉部子ども課 (上記団体関係分)	平成26年度一般会計	平成27年5月15日 ～ 同年6月29日

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 対象団体

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について
- エ 会計経理、財産管理について

(2) 所管部署

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【社会福祉法人豊川市保育協会】

(1) 総括

監査の項目については、一部不適正な事務処理が見られたので、次の点に留意されたい。

(2) 意見

民間保育所運営費等補助金実績報告書において、内容に誤りが見受けられた。実績報告書は、補助金額を決定する根拠資料となることから、作成に当たっては適正な事務に努められたい。

【健康福祉部子ども課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

民間保育所運営費等補助金実績報告書において、内容に誤りが見受けられたので、今後は、補助金等に関する規則第14条の規定に基づき、実績報告書及び関係書類の審査体制を見直されたい。